

令和 6 年 1 月 9 日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局職員管理官 平 泉 信 次

事務連絡

本日、全司法本部に対し、令和 5 年秋年期第 1 回及び第 3 回人事局総務課長交渉において回答留保となっていた事項のうち、別紙第 1 記載の各事項について、別紙第 2 のとおりそれぞれ説明しますので、お知らせします。

なお、今回のいずれの説明についても、下級裁では職員団体対応の必要はありませんが、職員団体から説明を求められた場合には、別紙の範囲で対応して差し支えありません。

(別紙第1)

- 1 特例超勤を命じた人数及び業務内容（9月分）
- 2 面接指導の実施状況
- 3 長期病休者の数、精神及び行動の障害による長期病休者数
- 4 令和5年10月期の欠員状況
- 5 令和5年4月期の欠員の解消
- 6 育児時間を新たに取得した職員数（職種別）
- 7 育児休業を新たに取得した職員数（職種別）
- 8 育児のための短時間勤務取得者数（職種別）
- 9 介護休暇を取得した職員数（職種別）
- 10 育児又は介護のための早出遅出勤務の取得状況
- 11 女性職員の比率（職種別・ポスト別）

(別紙第 2)

【特例超勤を命じた人数及び業務内容】

最高裁において令和 5 年 9 月に特例超勤を命じた人数は 0 人である。

【面接指導の実施状況】

令和 5 年 4 月から同年 9 月までの間に面接指導を実施した職員は、全国で延べ 2 人である。

なお、面接指導実施者の高裁別の延べ人数は次のとおりである。

最高裁	2 人
東京	0 人
大阪	0 人
名古屋	0 人
広島	0 人
福岡	0 人
仙台	0 人
札幌	0 人
高松	0 人

【長期病休者の数、精神及び行動の障害による長期病休者数】

令和 5 年 9 月 1 日現在における一般職員の 90 日以上の長期病休取得者の総数は、裁判所全体で 198 人であり、そのうち、精神及び行動の障害による長期病休者数は 166 人である。

【令和 5 年 10 月期の欠員状況】

令和 5 年 10 月期における事務官の新規採用ができなかった庁については次のと

おりである（10月期合計26人）。

東京高裁管内 2人

大阪高裁管内 2人

名古屋高裁管内 なし

広島高裁管内 3人

福岡高裁管内 5人

仙台高裁管内 9人

札幌高裁管内 4人

高松高裁管内 1人

【令和5年4月期の欠員の解消】

令和5年4月期において事務官の新規採用ができなかった庁（合計13人）のうち、10月期までに新規採用をした庁（合計9人）は次のとおりである。

東京高裁管内 3人

広島高裁管内 なし

福岡高裁管内 3人

仙台高裁管内 なし

札幌高裁管内 2人

高松高裁管内 1人

【育児時間を新たに取得した職員数（職種別）】

書記官 178人（26人）

事務官 105人（24人）

家裁調査官 63人（12人）

速記官

その他 1人

合計 347人(62人)

※集計期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

※当該期間中に新たに育児時間を取り扱った職員数を計上したもの

※括弧内は男性で内数

【育児休業を新たに取得した職員数(職種別)】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに育児休業を新たに取得した職員数は次のとおりである。

書記官 287人(135人)

事務官 177人(72人)

家裁調査官 57人(9人)

合計 521人(216人)

※括弧内は男性で内数

【育児のための短時間勤務取得者数(職種別)】

	1日 3時間55分	1日 4時間55分	週3日 3時間55分	週2日と その他	合計
書記官	7	3(1)			10(1)
事務官	2	1		1	4
家裁調査官	1	1	1		1
速記官					4
その他					
合計	10	5(1)	1	1	18(1)

※集計期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

※当該期間中に新たに育児短時間勤務を開始した職員数を計上したもの

※括弧内は男性で内数

【介護休暇を取得した職員数（職種別）】

	1か月未満	1か月以上	2か月以上	3か月以上	4か月以上	5か月以上	6か月	合計
			2か月未満	3か月未満	4か月未満	5か月未満	6か月未満	
書記官	3	1		5 (3)		2	2	13 (3)
事務官	2 (1)	4 (2)	4 (1)			1 (1)	1	12 (5)
家裁調査官	1 (1)	1	1		1		1	5 (1)
速記官								
その他		1		1 (1)				2 (1)
合 計	6 (2)	6 (2)	6 (1)	6 (4)	1	3 (1)	4	32 (10)

※集計期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日

※当該期間中に介護休暇を取得した職員数を計上したもの

※期間は、介護休暇指定期間の合計

※括弧内は男性で内数

【育児又は介護のための早出遅出勤務の取得状況】

	育児	介護	合計
書記官	1 2 7 (5 3)	1 (1)	1 2 8 (5 4)
事務官	8 9 (3 2)	4 (2)	9 3 (3 4)
家裁調査官	2 1 (5)		2 1 (5)
速記官		2	2
その他	1 (1)		1 (1)
合 計	2 3 8 (9 1)	7 (3)	2 4 5 (9 4)

※集計期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

※当該期間中に新たに早出遅出勤務を開始した職員数を計上したもの

※括弧内は男性で内数

【女性職員の比率（職種別・ポスト別）】

令和5年7月現在の職種別職員に占める女性の比率及び女性職員のポスト占有率は、次のとおりである。

1 令和5年7月現在の職種別職員に占める女性の比率

書記職 39%

事務職 48%

調査職 59%

その他 42%

2 令和5年7月現在の女性職員のポスト占有率

事務局長 10% (9人)

事務局次長 19% (23人)

本庁課長 17% (40人)

課長補佐 30% (97人)

専門職 35% (135人)

係長 43% (495人)

首席書記官 12% (21人)

次席書記官 19% (31人)

総括主任書記官 42% (13人)

訟廷管理官・主任書記官 29% (666人)

支部・簡裁課長 20% (68人)

検審局課長 20% (37人)

首席家裁調査官 32% (16人)

次席家裁調査官 33% (27人)

総括主任家裁調査官 44% (20人)

主任家裁調査官 54% (214人)